

「ふくしのしおり」について

このしおりは、障がい福祉制度や事業について個別に説明しています。掲載内容については、今後、制度の変更等により、内容や金額が変更になることがあります。あらかじめご了承ください。内容についてのご質問や各種制度の申請、サービスをご利用の際には個別のお問い合わせ先へご確認ください。

熊本市障がい福祉課

「障がい」の表記について

このしおりの中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や法令等で使用されている用語、法人名及び団体名等の固有名詞で漢字の表記となっているものは、「障害」、そのほかは「障がい」と表記しています。

